

Q 週4日勤務のパートに対する解雇予告手当は

A 労働者を解雇する場合には、使用者は、その旨を30日前に予告するか、または平均賃金の30日分以上の予告手当を支払わなければならないとされている（労基法20条）。

週4日勤務のパートを予告手当を支払うことにより解雇しようとする場合、その予告手当の額は、たとえば、1ヵ月における当該労働者の所定労働日数分の平均賃金相当額を支払えばよいのではとの考え方もあろうが、それは誤りである。

法の規定は、「30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない」としており、あくまで平均賃金の30日分以上の手当の支払いを義務付けている。当該労働者の所定労働日数分ではないことは、法文上明らかである。